

占領期における愛知県公民館の動向

山 田 順 一

はじめに

まず最初に、何故このような一見時代おくれのテーマを扱うのかということについて述べておきたい。戦後55年間のあいだに、あらゆる領域で戦後改革の様相は急速に変化しつつあることは誰しも認めるところであるが、それらの研究はすでに政治・社会・文化の各方面で膨大な数にのぼっており、とりわけ各方面的出発点をなした占領時代の研究は日本人にとっては忘れることの出来ない課題である。ところでこの時代の研究は現在一応峠をこしたようにもみえるが、青年期にこの時代を生きてきた者にとってはまだ知らないことがかずかぎりなくあるといわねばならない。

特に筆者の関係する社会教育の領域については資料消滅の問題もあり、占領期の研究については殆んどが未知数である。とりわけ、戦後の社会教育は戦前の教化主義を払拭し、教育基本法に基づく個人の主体性の確立を目指すものである以上、常に中央政策・自治体政策と地域住民の生活と学習の問題が賛否、錯綜し、地域と社会教育の関係解明は必要不可欠であるにもかかわらず、その実体を把むことは大変むつかしい課題であるといわねばならない。

筆者はかつて占領期における比較社会教育史という視点から、東海地域三県⁽¹⁾を対象にとりあげ、これまで三重県、名古屋市の歩みをまとめてきたし⁽²⁾、また岐阜県については名古屋大学教育学部の人々による詳細な調査研究があるが、肝心の愛知県については筆者の浅学のせいもあって社会教育に関する総合的個人研究としてはあまりまとまったものがないように思われる。いうまでもなく社会教育は内容的には公・私にわたる多様のものを含み、到底この小論でまとめるることは不可能なため、ここでは社会教育施設の中心となった公民館の創設期の動向がどうであったかという課題から順次出発してゆきたいと思う。しかし公民館となると具体的問題は市町村が中心であり、いまとなっては資料も残ってはおらず、止むを得ず県発行の資料を中心とし、戦後社

会教育史の第一期に当たる占領期までを一応の対象として、わかる限りのことを研究ノートとしてまとめておきたいと思う。なお市町村名はその後変わっている所が多いが、ここでは当時の名称をそのままつかうことにする。

註

- (1) 「地域」という用語については単なる一国内の居住区域・行政区域のみでなく、60年安全保障条約承認後の「地域の地方化」に対抗する「地域の主体性を守り、深める拠点」としての意味もあるが、ここでは前者の意味でつかっている。
- (2) • 「東海地方における占領下社会教育の定着に関する研究（三重県の場合）」
名古屋大学教育学部紀要第18巻、昭和47年
• 「名古屋市戦後社会教育行政関係史料集 1945～1970」
名古屋市戦後社会教育行政関係史料研究会、1990
• 「戦後名古屋の婦人教育——回顧と展望——（総論の部）」戦後名古屋市婦人教育史研究会 代表 前田美穂子 名古屋大学生活協同組合 1994
• 「占領期における名古屋市社会教育行政——名古屋市社会教育委員協議会議事録を中心として——」
日本福祉大学研究紀要 第98号 1998

I. 公民館創設期の背景としての国民意識

——天皇制をめぐって——

日本降伏時における国民意識は、年齢、階層、職業、復員等の個人差が大きく、また一貫して戦争に反対した者と、教化政策の中で育ち擬似自発性をもった大衆との間には全くちがった様相を示しているが、公民館とかかわっていえば、戦後いち早く出された1946年の「公民館設置運営に関する文部次官通牒」がだされた当時の一般大衆の国民意識を天皇制問題を通して一瞥しておきたい。何故かといえば、当時の国策の最大の目的はいかにして天皇制を擁護するかというその事だけにかかわっていたからである。

1945年11月から12月にかけ、日本国内の60地点で3,135人に対して行われた米国陸軍省戦略爆撃調査団の調査によれば、「日本が戦争に負けたときいた時、あなたはどう感じましたか」という問に対し、対応者は次のように答えている⁽¹⁾。

天皇に対する態度	
在位を望む	62%
「天皇陛下に申しわけない」	7%
何も判断できない	10%
回答拒否または、そのような畏れ	
多いことを話すことはできない	2%
天皇がどうなろうと私には関係ない	4%
退位させる	3%
回答なし	12%
	計 100%

この表からもわかる通り、戦後の安堵感とともに「国恥」・「天皇に申し訳ない」と考える天皇制=日本・祖国・国家と考える戦前の思考が依然として強烈であったことがわかる。このような意識は、いうまでもなくポツダム宣言の受諾から新憲法制定後までの日本支配層の執拗な天皇制擁護政策の教化宣伝効果であるが、現実の占領政策をみれば連合国との状況によっては1945年秋には「天皇の地位は危ない」状況に追いこまれていた⁽²⁾。

このような体制的危機に直面し、天皇の戦争犯罪を必死でさけ、天皇制存続を図るために支配層による天皇と民衆との接触の為の政策がはかられ、その中で天皇が終始一貫して平和主義者であったこと、国民に対しては常に仁慈・恩情をもってのぞんできたという宣伝がマス・コミを通じて全国に拡がってゆく。1946年1月1日の天皇神格化否定詔書をはじめとして、46年から47年にかけ、とてつけたような平服の天皇の超人的日程による全国巡幸政策が開始される。そして、常にその所での天皇の仁慈・恩情の美談が新聞・ラジオ・映画ニュース等を通じて全国に普及することになったのである。周知のようにすでにマッカーサーは天皇制を日本支配の一方策として存続させることを決定していたが、その結果、天皇の戦犯追求はまぬがれ、「国の象徴であり、日本国民総合の象徴としての天皇」という現行憲法（1946年11月3日公布、1947年5月3日施行）が成立したのであった。

ところで東海地方にも巡幸は行われた。1946年10月21日から24日にかけ愛知県下の戦災学校4校⁽³⁾を訪問し、ついで26日まで岐阜県下を巡回している。巡回は1947年を峰に一応おさまるが、日本の講和を契機に天皇制復活体制は日を追って深まってゆく。例えば1951年11月の三重県巡回に関し三重県のある村当局から出された次のような巡回に関する注意書によても、文書表現は平易になっているが、依然行政関係者の意識は戦前の発想を色濃くのこしたものであった。

「御巡幸奉迎について

150万県民がお待ち申上げた天皇陛下の御巡幸はいよいよ来る11月20日から御行幸になりますが、今回の御巡幸はかねてからの特別の御思召をもって戦争犠牲者の御慰問ならびに戦災地区及び産業の復興状況を御視察あらせられるためのものと承っております。私共はこの思召しを十分心に体して諸事一切を簡素にありのままの姿で、あふれる奉迎の誠を捧げたいものであります。奉迎についての一般的な心得は大体次の通りであります。

1. 一般について

- (1) 御巡幸の日は各日毎に国旗を掲げることに心がけませう。
- (2) 御料車の御巡路や御通過の時刻をよく承知しておきましょう。
- (3) 御料車は先導の先頭から二輪目で溜色（あずき色）塗りの自動車です。
- (4) お迎えの服装は平常のままさしつかえありません。
- (5) なるべく日の丸の手旗をもってお迎えいたしましょう。
- (6) ~ (8) 略

2. 3. 略

4. 御道筋における奉迎について

- (1) 係員の指示によって行動いたしましょう。
- (2) 御道筋ではなるべく片側にならびましょう。
- (3) 略
- (4) 御道筋では日の丸の手旗を打振ってお迎えいたしましょう。
- (5) 御道筋に面している家では御通過の前、各戸で打水をいたしましょう。
- (6) 2階等高所からの奉迎はさしひかえましょう。

(追記)

- (1) 敬礼は誠意のこもること。(敬礼は) 約45度
- (2) 万歳三唱は帽子、手旗とも高くさし上げてよい。
- (3) 奉迎場においては奉迎台をおおりになってお立姿がみえなくなるまで奉迎の位置から万歳を更に連呼してお見送りをする。
- (4) ~ (6)略」

愛知県巡回の時もこのような文書がでたかどうかは明らかではないが、事実当日、婦人会を中心とする多くの大衆が道路を埋め、現在とちがって警備はあまり大袈裟に目立つようなものではなかったが、それでも戦前の色彩の濃い形で「天皇の行幸」は行われたのである。

公民館がさきの通牒にもとづき全国に創設はじめるのはまさにこのような国民意識の中においてであった。

註

- (1) 広川禎秀「降伏時の国民意識——米国戦略爆撃調査団報告および面接記録を中心に——」
大阪市立大学文学部「人文研究」第39巻第11分冊 p.101, 1988.
(なお天皇とは昭和天皇裕仁を指す)
- (2) 清水幾太郎「占領下の天皇」「思想」No.348. p.4~p.22, 1953年に詳しい。
- (3) 豊橋市八町国民学校、名古屋市矢田国民学校、瀬戸窯業学校、一宮中学校、に行幸。その他岡崎、安城等にも立ちよっている。

II. 公民館政策の出発

戦後公民館史の冒頭を飾るものは周知のように1946年7月5日の文部次官通牒「公民館の設置運営について」であるが、それは戦後の経済的、思想的混乱期の中で、戦前から一部の町村にあった農村隣保館、農村作業所、全村学校、都市にあったセツルメント、職業補導所等をヒントに、主として民主主義による地域復興を目指した寺中作雄の構想によって生まれたものの政策的出発点をなすものであった。1946年は政策はすべてGHQの統制下にあり、教育政策もすべ

て GHQ の承認を得なければ事は運ばない時代であったが、公民館構想は GHQ の同意もあり、わが国独自の社会教育施設として容認され、青年、婦人、復員軍人等の熱烈な学習意欲と町村長のむら復興の拠点にしたいという欲求によって大小さまざまの形で創立が開始されたのである。社会教育法草案作成者の一人であった井上慶次郎によれば GHQ との折衝の中で、通訳が公民館を、「Citizen's Public Hall」と訳し、その後各地の講習会では GHQ の指導官は頭字をとって CPH と呼んだが、井上によればこれは公会堂という意味と間違われるので、CPH という略語は決して使わなかったと述懐しているが⁽¹⁾、「公民館」という名称はまさに日本的なものとして定着したのである。

ところでさきの通牒についてはすでに周知のところであり、いまさらその要点をまとめるということはまことに煩を重ねるようなものではあるが、1949 年の社会教育法の中でかなりの変化をともないながら、特に職員問題では社会教育振興の上で国民の期待とかけ離れるものではあったが⁽²⁾、ともかく整理されて法律となってゆくものだけに、以下にその要点だけをまとめてみたいと思う。

「公民館の設置運営について」（要約）

1. 趣旨・目的

- (1) 国民の道徳的知識・政治水準の引上げを図る。
- (2) 町村自治体に民主主義訓練を与える。
- (3) 科学思想の普及を図る。
- (4) 平和産業の振興の基を築く。
- (5) 町村民による総合的文化教養機関とする。
- (6) 町村公民館の設置を奨励する。

2. 方針

- (1) 青年学校の運営と並行して行う。
- (2) 上からの命令ではなく、自主的な創意と財力によって組織され、維持されるべきである。

3. 設置・運営

- (1) 新しく建築することは困難なため、既設の例えは青年学校、国民学校の校舎、道場、公会堂、寺院、工場、寄宿舎、等を選んで施設すること。
- (2) 学校以外に図書館、博物館、郷土館があれば、公民館に併合あるいは分館として活用すること。
- (3) 私立の施設で協議のうえ、併合しうるものは併合すること。
- (4) 町村に各 1ヶ所設けるほか、できれば各部落に適当な建物を見つけて分館を設けること。
- (5) 公民館は町村の營造物とし、町村で管理すること。

4. 維持運営

- (1) 一般的には町村費および寄附金によるのを原則とする。

- (2) 農業会その他の産業団体等の資金で活用できるものがあれば、協議のうえ補助金をうけることができる。
- (3) 財政的援助により特定の団体が独善的にならないよう注意を払うこと。
- (4) 経費が一般町村費でまかないがたい時には公民館維持会の組織をつくること。
- (5) 事業運営は公民館委員会が主体となってこれを行うこと。
- (6) 公民館委員会の委員は、町村会選挙の方法に準じ、全町村民の選挙によって選出するのを原則とする。
- (7) 公民館委員会の任務は運営に関する計画や具体的方法を決定し、町村当局や公民館維持会と折衝して運営に関する経費の調達および産業団体、文化団体との連絡・調整に当るものとする。
- (8) 公民館長は公民館委員会から選出され、町村長が嘱託するものとする。任期は1年位で重任は差しつかえない。
- (9) 公民館には専属又は兼任の職員をおいて運営の仕事を担当すること。
- (10) 公民館職員は主事とよび、館長が公民館委員会の意見をきいて選定し、町村長が嘱託するものとする。
- (11) 青年学校教職員および国民学校教員を兼務させるのはよいが、できる限り有能な専任を嘱託するようとする。

5. 編成・設備

- (1) 町村の特殊性に応じ画一的にする必要はない。
- (2) 一応参考のためにあげれば、教養部、図書部、産業部、集会部、その他体育部、社会事業部、保健部など設けてもよい。
- (3) 規模に応じ次の施設をなすこと。
教室、談話室、講堂、図書室、陳列室、作業室、娯楽室、講師控室、運動場。
- (4) これらの施設は併設した建物のものを共用するものとする。
- (5) 設備すべき器具・図書
(略)

6. 事業

教養部

- (1) 成人学級、婦人学級（又は母親学級）を設ける。
- (2) 成人学級は青年学校卒業者、その他一般成人の受講者を以て編成し、次のような教育を行う。
 - (イ) 時事問題、公民常識、社会道徳に関する教育。
 - (ロ) 産業指導の基礎となるべき科学教育。
- (3) 婦人学級は女子青年学校の卒業者、その他一般成人女子の受講を以って編成し、次のような教育を行う。

- (イ) 婦人に必要な時事問題、公民常識、社会道德に関する教育.
- (ロ) 家庭生活の科学化に必要な教育.
- (ハ) 家政、育児、家庭衛生、裁縫等に関する教育.
- (4) 成人学級と婦人学級は必ずしも二つに分けて教育する必要はなく、男女共学の学級とするなり、又は学科によって両者を合併して教育するなり適当に運営すること.
- (5) 教養部の教育においては社会人の相互啓発のため、常に研究会、討論会、懇親会、等を開催し、また健全な娯楽等を与え楽しみつつ学ぶ方法で教養の向上を図ること.
- (6) 教養部の講座は専任主事において公民館委員会の承認を経たうえで日程、講座の予定を定め恒久的に開講する。その教育は専任主事が担当するものとする.
- (7) 教養部を中心に毎月1回公民館関係者の総会を開くものとする。

図書部

- (1) 図書部専任主事は図書の購入、保管、貸出し、読書指導を担当するものとする。
- (以下略)

産業部

- (1) 産業部専任主事は科学的知識技能者がこれに当り、指導を担当すること。
- (以下略)

集会部

- (1) 各種の会合を計画開催するとともに、特に討論会については正しい討論の方法を指導すること。
- (2) 集会部専任主事は常に講師斡旋および会の進行を担当すること。

その他の事業

- (1) 各部の活動のほか次の事業を行うこと。
 - (イ) 学生、一般青壮年の研究、修養に便宜を図ること。
 - (ロ) 農村の実態調査および研究を行うこと。
 - (ハ) 啓蒙的新聞、パンフレット等を作製し、頒布を行うこと。
 - (ニ) 託児所、共同炊事場、共同作業場等の経営を指導すること。
 - (ホ) 簡易な医学、衛生事業ならびにその指導を行うこと。
- (2) 公民館に青年団、女子青年団、婦人団体、少年団、その他の文化団体の本部をおき事業の企画指導、および団体相互の事業調整に当たる。
- (3) 公民館においては農村またはその他の社会事業、慈善事業団体の委託をうけ、又はこれらと緊密な連絡の下に、これに協力する事業を行ってもよい。

- (4) 公民館においては冠婚葬祭等に関する設備を充実し、町村民にもつとめて利用するよう奨励する。

以下全国的規模で協力をうけるべき 29 団体の指定、公民館設置の手続き案、公民館の指導方式等がのべられているが紙数の関係で割愛することにする。

以上のような要約からもわかるように、創設開始時の特色は次の 5 点であった。

1. 混乱した時代に一応の民主主義的啓蒙性を目指すものではあったが、当時まだ存続していた青年学校、国民学校を公民館施設として併用する考えが一般的であったこと。
2. 公民館職員について青年学校の教職員、国民学校の教員を重要な一員として考えていたこと。もっとも当初より GHQ のネルソンは日本側の青年学校利用案には絶対反対であった⁽³⁾。
3. 市町村立とはいうものの国の財政的負担についての考えは皆無で、市町村財政で足らない場合は公民館維持会をつくり、民間の寄付で運営することを考えていたこと。
もっとも当時は新制中学建設問題が登場はじめ、市町村は大混乱で公民館の建設、運営などは夢のまた夢であった。
4. 「主事」とは必ずしも後に社会教育法で定められた「公民館の主事」を指すものではなく、専門部の責任者を指すものとして認識されていた。
5. 町村民にとって公民館は「自分自身の施設」なのであるからあくまで無償奉仕の心構えで設置・運営につくすことが当然と考えられていた。

ところで 1947 年六・三制開始とともに青年学校、国民学校は廃止となり、かなり多数の青年学校教師が公民館職員として再就職することになったのである⁽⁴⁾。以後占領期における公民館施策としては 1947 年 1 月の社会教育局長通知「新憲法精神普及教養講座委嘱開設について」、同年 5 月の「公民館関係者の肅正について」、また 11 月を第 1 回とする優良公民館の表彰等あまり基本的のものはみられず、1949 年 6 月には社会教育法が成立し、1951 年 11 月には全国公民館連絡協議会が結成される等の動きはあったが、公民館設立については専ら市町村自治体の努力にまかされていたといえる。

註

- (1) 名古屋大学教育学部「教育改革研究」第 6 号、P.61、1987.
- (2) 上田幸夫「初期公民館における職員の形成過程に関する一考察」日本教育学会紀要、No.20、P.18、1984.
- (3) 小川利夫代表「占領軍総司令部の社会教育政策の成立・展開に関する研究」名古屋大学教育学部、P.10、平成 2 年 3 月。
- (4) 上田幸夫 前掲書 P.20.

III. 愛知県の動向

公民館の前史には様々な系譜が存在し、古いものでは中島郡大里村において明治33年村の小学校長による不良化防止の「正風会」から出発し、明治34年以降「赤心クラブ」として村の青年団教育を中心としてきたが、それらが前史となって1949年には「赤心公民館」が生まれている例がある⁽¹⁾。

但し、戦前の施設が戦後の公民館につながるわけではなく、理念的にも戦前のものは戦後の公民館とは全く別物と考えるべきである。ところで県下で名声をはせたものは戦前の山崎延吉による全村学校の伝統をもつ碧海郡の場合であらう。その例を碧海郡桜井村公民館にみることができる。ここでは戦後すぐ1946年9月23日に青年学校の独立校舎が完成したが、これに併せ11月6日に元海軍航空隊病舎を移築改装し、公民館を作り、青年学校廃止後は全面的に公民館としたものである。ここに付設されていた青年研修所は当時としては珍らしい施設であった。また同じく碧海郡安城北部公民館は1946年12月8日に安城北部小学校を本部とし、総務部、産業部、婦人部、幼年部をもち、特に各団体との連絡調整と幼児教育にいちはやくとりこんでいたことで特色を示していたし、碧海郡上郷公民館は上郷中学校を中央公民館として活用していたことで有名であった。なお蛇足ではあるが、1949年11月の文部省第2回全国優良公民館として桜井村公民館は表彰をうけている⁽²⁾。これらはほぼ46年7月の次官通達と同じ頃に設置されており、戦後公民館としては最も初期のものである。翌47年2月10日には丹羽郡楽田村公民館が農村同志会を中心に農業協同組合の研究を目的につくられ、10月1日には宝飯郡一宮村大木公民館が社団法人大木報公社員151名の篤志家の寄付によって、新築した建物をもって発足するなど、この頃から公民館創設運動は県内各地に根をおろしはじめるのである⁽³⁾。

それではこの頃の公民館の状況はどのようなものであったのか、次の表がその一端を示している⁽⁴⁾。

昭和23年10月末日公民館状況

1. 総数 307館（中央公民館52、その他255）

2. 上記内訳

専用 232館（新築20、改築19、転用193）

専用建物を有しないもの 75館

役場を借用	9
学校を借用	11
寺院を借用	24
神社社務所借用	6
住宅・集荷場・その他借用	25

3. 館長

町村長が館長を兼ねているもの	46館
学校長が館長を兼ねているもの	11館
僧侶が館長を兼ねているもの	15館
神官が館長を兼ねているもの	0館
その他	235館

4. 郡市別設置数

名古屋市	0	愛知郡	2	額田郡	17
豊橋市	24	知多郡	3	宝飯郡	25
岡崎市	20	東春日井郡	1	八名郡	3
一宮市	1	西春日井郡	4	幡豆郡	34
瀬戸市	0	東加茂郡	18	碧海郡	17
半田市	3	西加茂郡	30	渥美郡	44
春日井市	0	丹羽郡	5	北設楽郡	43
豊川市	4	葉栗郡	3	南設楽郡	0
津島市	0	中島郡	3	海部郡	2
碧南市	1				

また備品関係の状態については同年12月末の表があるが、ここでは設立公民館の数が320館であり、前表と較べると2ヶ月足らずの間に急増しているようにみえるが、おそらく類似施設の急増であらう。しかし大体の設備の概況はわかるので掲示することにする⁽⁵⁾。

昭和23年12月末公民館備品状況

1. 設立公民館数	320館
2. 上記の備品状況	
A. 運動具を有するもの	135館
内訳	
卓球具 97館	
野球具 23館	
その他 15館	
B. ラジオあるいは蓄音機を有するもの	90館
内訳	
ラジオ 50館	
蓄音機 40館	
C. 幻燈あるいは映写機を有するもの	55館
内訳	
幻燈機 22館	
映写機 33館	

D. 図書を有するもの	114 館
内訳	
100 冊未満のもの	63 館
100 冊～500 冊未満のもの	39 館
500 冊～1,000 冊未満のもの	7 館
1,000 冊以上のもの	5 館

これらの表からもわかるように公民館設置の理念と現実との差はかなりひどいものであった。

1948 年 12 月 6 日、県教育委員会主催で公民館館長会議が開かれるが、愛知軍政部マギー少佐の「公民館の要素並びに公民館の計画について」の講演のあと、公民館の要素は建物でなく、村人をひきつける自由に入り出しができる場所であること、郷土社会に応じたもので村人の欲するものを行える場所であること、長期計画を立ていずれの階層でも楽しめる総合性をもっていること、等が話し合われたが、それはこのような、みじめな現実をカバーする理論ではなかったろうか。

確かにこれはさきの文部次官通牒の線に合ってはいたが、この通牒自身が国民の学習権からみて大きな矛盾をはらんでいたのである。しかし、ともかくこの時期から公民館機関紙の発行があいつぎ、新規事業として目あらしい行事をくむ公民館も多くなかった。例えば運営資金獲得のために公民館に理髪店を設けた渥美郡泉村村松部落公民館や⁽⁶⁾、碧海郡明治村城ヶ入部落公民館がその例である⁽⁷⁾。

もちろんこれは愛知県だけの例ではなく東北地方の公民館でも行われていたという⁽⁸⁾。

1949 年 6 月 10 日の社会教育法の制定により、各市町村は一斉に社会教育委員設置条例、社会教育審議会規則、公民館設置および管理条例、公民館運営審議会条例等を設け市町村立公民館へと切かわってゆく。例えば知多郡岡田町公民館では公民館運営細則として次のように定めているが、他の公民館でも類似のものが多数あらわれている⁽⁹⁾。

知多郡岡田町公民館運営細則

第 1 条 岡田町公民館設置管理並びに運営に関する条例第 19 条の規定に基き、公民館の運営に
関し条例で定めるものの外はこの細則によるものとする。

第 2 条 公民館に左の役員を置く。

部長 若干名

副部長 若干名

委員 若干名

第 3 条 公民館役員の任務は、左の通りとする。

部長 所属部を代表し、役員会を主宰すると共に、事業計画の立案その他、部の事務を
処理する。

副部長 部長を補佐し、部長事故あるときこれを代理する。

委員 部長の命をうけ、部で行う事業の遂行にあたる。

第4条 役員の任期は、2ヵ年とする。併し、重任を妨げない。

第5条 各部の行う事業の区分は左の通りとする。

1. 企画部（総合事業の企画、各部の連絡調整、施設利用の調整、その他）
2. 教養部（定期講座、講演会、講習会、討論会、映画会、書道研究会、展覧会、茶華道、その他文化教養に関すること。）
3. 図書部（図書の閲覧貸出、読書会、巡回文庫、読書研究会、その他図書に関すること。）
4. 産業部（産業経済技術に関すること、食糧増産指導研究講習会、産業視察、実習会、品評会、その他産業経済に関すること。）
5. 体育部（運動会、各種スポーツ練習及び競技、登山、ハイキング、その他体育に関すること。）
6. 厚生部（健全娯楽、演芸、レクリエーション、社会事業、町の人の集い、生活改善、敬老会、バザーの開設、その他福利厚生娯楽に関すること。）

第6条 公民館の行う事業を前条に従い立案計画したときは、館長と連絡して実行するものとする。

第7条 公民館の会計は、町費によるものの外、左のものを以て独立会計を設けることができる。
寄付金、負担金、その他の収入。

第8条 前条により独立会計を設けたときの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日を以て終る。

ところで1949年10月7日と8日、文部省、県教育委員会、桜井村共催で東海・近畿の二府七県公民館長協議会が碧海郡桜井村公民館において開らかれたが、その席で文部省森岡良夫事務官は次のような要旨の講演を行った⁽¹⁰⁾。

1. 21年7月の通達以来、今年で3年になるが、その間全国で部落公民館もあわせ、公民館の数は7,000をこえた。また公民館設置の市町村は4,200を数え、全国市町村の約40%が公民館をもつことになった。
2. 公民館の効果として第1に土地の人々に公事意識が強化されたことである。第2に市町村の住民の自治訓練になっていることである。第3に郷土の文化運動が芽生えてきたことであり、第4に青年層が思想的文化的水準を高めつつあることであり、第5に各団体、各機関の連絡が明朗になったことである。

一方問題点を指摘すると、第1に過去3回の全国表彰の例からみても、公民館事業として一般教養にはしりがちで郷土との結びつきが弱いこと。第2に事業が一部の人の手で行われ、全市町村民の立場が考えられていないこと。第3に市町村民に進歩的な精神がなければ公民館はそだたないし折角つくっても市町村の民主化と何ら縁がないという場合もある。第4に良い公民館としては、

- (1) 専任職がいる。
- (2) 所在が便利である。
- (3) 土地の人々の要求を満たす文化財が充実している。
- (4) 事業が土地の実生活上の要求を満たす。
- (5) 公民館の趣旨が市町村民に徹底している。
- (6) 各団体、各機関が積極的に公民館に協力していることである。

以上のような講演は初期公民館時代にはもっともな内容であったが、現実にこれらの条件をみたことは殆んどの市町村で無理であった。とりわけ専任職員設置の為の入件費確保は各公民館において無理であり、この会議において公民館長名で専任職員の給料の全額国庫負担の要請を総理大臣、両院議長、文部省、大蔵省はじめ関係行政責任者に請願したのである。しかし、本来公民館は市町村立であるという建前からみて國に全額入件費補助を仰ぐというのは無理な話であった。しかし、公民館館長の止むにやまれぬ心情でもあったのでその全文を掲げておきたい⁽¹¹⁾。

専任職員の給料を全額国庫支弁にする決議文

社会教育振興の基礎である公民館の運営を強化するためには、公民館専任職員設置の喫緊なことは言をまたない。

当局におかれでは、今般の社会教育法の施行を契機として全国の公民館に専任職員を設置し、その給料の全額を国庫支弁にするよう努力せられんことを切望する。

右決議する。

昭和 24 年 10 月 8 日

東海・近畿二府七県公民館々長協議会

ところで当時公民館の運営に町村費はどの位つかわれていたのか。1950 年 6 月 30 日現在 131 公民館を調査した結果は次のことであった。(131 館の総額 26,972,246 円)

繰越	1.2%
市町村費	71.7%
部落費	5.2%
維持会費	2.7%
団体支出	1.4%
事業収入	9.4%
寄付	6.0%
その他	2.4%

とくに本館でありながら、町村費を計上していない館が 10 数館あるが、これは町村内の公民

館が分館とならず、全部本館として独立しているところで経費の大部分を部落費にあおいでいるところである。また市町村立ではあっても公民館の運営は郷土民が自ら行うもので、行政関係者はあまり手を出さない方がよく維持会なり団体支出金で賄うべきだという行政関係者の考え方たも町村費がふえない原因であった。さりとて現実に民主団体からの支出金がある公民館も少なかつた。

一方分館の経費調達はどうであったか。同年同日の分館112館の調査では次のようにあった。
(112館の総額 2,928,407円)

繰越	1%
市町村費	30%
部落費	26%
維持会費	13%
団体支出	2%
事業収入	8%
寄付	17%
その他	3%

分館で町村費を計上しているのは77館で約70%に当るが35館は全然町村費をうけていない。町村条例によって分館の設置を認めていながら経費を与えないというのはどうしたことであらう。それは活動の中心を本館におき、分館を隸属下においているとしかいいようがないのが実態であった。

また数館は市町村費も部落費も維持会費もなく、全経費を寄付金に頼っているところもあった。最後に人件費であるが、同日の調査で24館を調査した結果次のようにあった。(24館の総額 30,910,823円)

事業費	54.6%
人件費	23.0%
需用費	17.9%
旅費	1.7%
会議費	0.9%
その他	1.9%

1949年度全国公民館費の状況は人件費は30~40%，事務費15~20%，備品費20%，事業費25~30%，その他が10%で愛知県の場合は人件費が少なく、事業費が多い。専任主事、書記の実員が74名の愛知県では全国的にみて公民館活動が低調であることを示している⁽¹²⁾。

社会教育法が次第に整備されてくるにつれて、これまで部落と直結して発展してきた、いわゆる部落公民館は法としては認められなくなり、存続、廃止の多くの論争をよびながら⁽¹³⁾、結局(1)市町村立公民館に移管する。(2)法人公民館にする。(国庫の補助はない)(3)右以外は類似施設となる。という形にきり変わってゆくことになった。

ところでこの時点において全国公民館はどの程度普及していたのだろうか、また県内ではどの程度普及していたのだろうか、次の表はその概況を示すものである。

1949年3月1日現在全国公民館数 ⁽¹⁴⁾						
都道府県	市町村数	公民館を有する市町村数	比率(%)	公民館数	専任館員設置館数	
北海道	277	51	18.4	99	12	
青森	164	88	53.6	128	4	
岩手	227	36	15.9	46	2	
宮城	197	150	76.1	150	41	
秋田	244	56	25.0	58	12	
山形	225	62	27.5	115	7	
福島	363	183	50.4	321	—	
茨城	367	208	56.7	221	7	
栃木	172	42	24.4	42	2	
群馬	197	40	20.3	57	6	
埼玉	319	92	28.8	125	2	
千葉	314	40	12.7	49	2	
東京	109	6	5.5	8	1	
神奈川	116	24	20.6	56	—	
新潟	391	202	51.6	210	29	
富山	214	87	40.7	119	—	
石川	179	120	67.0	120	22	
福井	169	118	69.8	329	11	
山梨	194	13	6.7	13	1	
長野	383	285	74.4	285	62	
岐阜	313	140	44.7	140	44	
静岡	294	130	44.2	213	8	
愛知	219	98	44.7	360	12	
三重	289	80	27.7	96	4	
滋賀	167	16	9.6	16	8	
京都	212	99	46.7	246	9	

大 阪	153	82	53.6	92	2
兵 庫	363	67	18.5	75	13
奈 良	141	44	31.2	80	11
和 歌 山	204	101	49.5	101	11
鳥 取	170	78	45.9	78	7
島 根	247	38	15.4	39	12
岡 山	366	110	30.1	111	3
広 島	347	86	24.8	86	2
山 口	170	34	20.0	39	2
徳 島	131	41	31.2	56	1
香 川	165	31	18.8	31	3
愛 媛	238	85	35.7	96	—
高 知	169	32	18.9	32	4
福 岡	286	259	90.6	259	73
佐 賀	122	106	86.9	106	23
長 崎	160	46	28.8	71	7
熊 本	322	145	45.0	187	25
大 分	217	60	27.6	210	14
宮 崎	89	59	66.3	435	14
鹿 児 島	119	21	17.6	57	7
計	10,474	3,991	38.1	5,873	542

県内の普及度は次表のようであるが⁽¹⁵⁾、名古屋市、瀬戸市、春日井市、津島市はこの時点では0館であり、公民館は専ら郡部の施設であり、特に尾張部よりは三河部の郡が熱心であったことがわかる。なお前の表の設置市町村比率44.7%に対し、5ヶ月後のこの表では47.5%を示している。

1949年8月10日現在県内公民館設置状況

〔愛知郡〕 8町村中2ヶ村。豊明村、東郷村。

〔東春日井郡〕 10町村中2町村。味岡村、守山町。

〔西春日井郡〕 10町村中4町村。西枇杷島町、豊山村、北里村、新川町。

〔丹羽郡〕 12町村中5町村。大口村、楽田村、扶桑村、丹陽村、岩倉町。

〔葉栗郡〕 5町村中2町村。草井村、宮田町。

〔中島郡〕 13町村中4ヶ村。大和村、明治村、千代田村、大里村。

〔海部郡〕 18町村中3ヶ村。美和村、鍋田村、佐屋村。

- [知多郡] 25 町村中 4 町村. 大府町, 岡田町, 西浦町, 富貴村.
- [碧海郡] 12 町村中 9 町村. 安城町, 明治村, 桜井村, 六ッ美村, 矢作町, 上郷村, 高岡村, 知立町, 刈谷町.
- [幡豆郡] 12 町村中 7 町村. 西尾町, 平坂町, 一色町, 福地村, 三和村, 豊坂村, 横須賀村.
- [東加茂郡] 7 町村中 7 町村. 足助町, 盛岡村, 松平村, 下山村, 加茂村, 旭村, 阿摺村.
- [西加茂郡] 8 町村中 7 町村. 拳母町, 三好村, 保見村, 猿投村, 藤岡村, 小原村, 高橋村.
- [額田郡] 13 町村中 9 町村. 福岡町, 幸田村, 龍谷村, 藤川村, 山中村, 宮崎村, 河合村, 形埜村, 岩津町.
- [北設楽郡] 14 町村中 11 町村. 田口町, 段嶺村, 振草村, 御殿村, 富山村, 上津具村, 名倉村, 稲武町, 三輪村, 園村, 豊根村.
- [南設楽郡] 7 町村中 2 町村. 新城町, 凰来寺村.
- [八名郡] 10 町村中 3 ヶ村. 舟着村, 八名村, 石巻村.
- [宝飯郡] 14 町村中 9 町村. 長沢村, 萩村, 一宮村, 前芝村, 小坂井町, 御津町, 大塚村, 三谷町, 蒲郡町.
- [渥美郡] 11 町村中 8 町村. 二川町, 高豊村, 老津村, 杉山村, 神戸村, 野村, 福江町, 泉村.
- [名古屋市] 0 館
- [豊橋市] 34 館
- [岡崎市] 25 館
- [一宮市] 1 館
- [瀬戸市] 0 館
- [半田市] 4 館
- [春日井市] 0 館
- [豊川市] 5 館
- [津島市] 0 館
- [碧南市] 1 館

この様に県下市町村の 4 割 7 分程度しか設置されていない状況に対し、県としてはトライアウト公民館を指定し、そこで運営研究を県下に拡げ公民館運営振興の推進力にしようとした。この方針は 1948 年次に 30 館を指定したが、社会教育法施行の 1949 年には第 2 回として 42 公民館を認定したのである。その指定公民館は次のようである⁽¹⁶⁾。

郡・市名 公民館名

豊橋市 豊橋市中央公民館
豊橋市 牟呂町中村公民館

郡・市名 公民館名

額田郡 幸田村東部公民館
額田郡 岩津町百々公民館

岡崎市 瑞穂公民館	額田郡 宮崎村千万町公民館
岡崎市 郷土史料公民館	西加茂郡 藤岡村中央公民館
岡崎市 美合町公民館	西加茂郡 猿投村花本公民館
一宮市 北大宮公民館	西加茂郡 小原村田代公民館
半田市 修農公民館	東加茂郡 旭村中央公民館
豊川市 睦美公民館	東加茂郡 足助町中央公民館
碧南市 大浜地区公民館	北設楽郡 園村足込公民館
愛知郡 豊明村公民館	北設楽郡 御殿村月公民館
西春日井郡 守山町中央公民館	北設楽郡 豊根村真黒公民館
葉栗郡 草井村中央公民館	北設楽郡 稲武町柏洞公民館
中島郡 大里村赤心公民館	八名郡 八名村公民館
知多郡 岡田町公民館	南設楽郡 門谷公民館
碧海郡 上郷村公民館	宝飯郡 大塚村公民館
碧海郡 東端部落公民館	宝飯郡 上長山公民館
碧海郡 城ヶ入部落公民館	宝飯郡 三谷町北区公民館
碧海郡 広畔部落公民館	渥美郡 福江町公民館
幡豆郡 豊坂村中央公民館	渥美郡 野田村南公民館
幡豆郡 上羽角公民館	渥美郡 神戸村青津公民館
幡豆郡 下矢田公民館	渥美郡 杉山村天津公民館

1950 年に入り、社会教育法に基づく、「愛知県社会教育審議会規則」(1950 年 3 月 4 日公布)が定まり県としての方針が次第に具体化すると同時に公民館の建築許可基準改正等で従来の安易な公民館の設置は不可能になっていった⁽¹⁷⁾。この年の 12 月 10 日現在で郡部だけの統計では町村数が 208、公民館設置町村数 111、本館 132 館、分館 146 館で設置率は 53% となっている。

特に幡豆郡、西加茂郡、東加茂郡では設置率 100% で都市を除き最低のところは西春日井郡 10 %、海部郡 11%，中島郡 15% という状況であった⁽¹⁸⁾。

社会教育法施行後、部落公民館は次第に廃止されつつあったが、それに代る公民館分館の必要性は誰の目からも明らかであった。

当時本館 267 に対し分館 1,640 に達した福岡県の場合にくらべれば県下の分館の数は余りにも少なく、且つ、碧海郡、西加茂郡、額田郡等西三河地方に偏っており、郡によっては分館を 1 館ももたない本館だけのものも多かった。数少ない分館のある例では、碧海郡明治村、上郷村、高岡村等は分館の組織網がよく整い、上郷村でいえば、公民館は中学校に本館があったが、学区分館として三小学校区にそれぞれ高嶺分館、壽恵野分館、畠部分館をもち、さらに部落分館として次のようものが設置されていた⁽¹⁹⁾。

高嶺小学校区

上和会分館, 中和会分館, 広畔分館, 下和回分館, 西樹塚分館, 上野分館

壽恵野小学校区

永覚分館, 鶴鳴^{えんおう}分館, 上渡刈分館, 下渡刈分館, 隣松寺分館, 藤敷分館

畠部小学校区

東桝塚分館, 宗足分館, 中切分館, 川端分館, 中島分館, 配津分館

阿彌陀堂分館, 口江分館

分館, 部落公民館は本館の下請けであってはならず, それぞれが独立した計画をもち, 地域住民の生活や学習要求にあった行事を行い, 分館や部落公民館では効果のあがらぬもののみ本館が行うという初期公民館の意向がまだこの時代には住民の間では一般的だったといえよう。

さらに 1951 年に入ると本土については講和の時期をむかえ, 占領政策は正の動きも強まり, 社会教育においても国や地方自治体の指向する方針が強い力で浸透はじめる。しかし, その展開は戦後第 2 期移行の課題となるので, 割愛し, 占領期最後の年の状況についてまとめておきたい。1951 年 8 月の公民館設置状況, 市郡別館数, 建物の状況, 設備の状況, 公民館職員状況は次表の通りである⁽²⁰⁾。

1. 公民館設置状況

イ. 市町村総数	217	(市 12, 町 71, 村 134)
ロ. 公民館を設置する市町村	132	(市 10, 町 38, 村 84)
ハ. 本館数	205	(市 54, 町 43, 村 108)
ニ. 分館数	165	(市 11, 町 27, 村 127)
ホ. 法人の設置する公民館数	1	(市 0, 町 0, 村 1)

2. 市郡別館数

市郡名	本 館	分 館	市郡名	本 館	分 館
名古屋市	0	0	葉栗郡	4	0
豊橋市	1	0	中島郡	6 (法人 1)	0
岡崎市	15	0	海部郡	2	0
一宮市	19	0	知多郡	8	5
瀬戸市	2	2	碧海郡	15	41
半田市	5	0	幡豆郡	12	7
春日井市	1	0	額田郡	12	32
豊川市	5	0	西加茂郡	13	32
津島市	0	0	東加茂郡	7	0
碧南市	4	4	北設楽郡	14	9
刈谷市	1	9	南設楽郡	6	8

挙母市	1	0	宝飯郡	19	1
愛知郡	3	1	八名郡	6	13
東春日井郡	4	0	渥美郡	11	3
西春日井郡	1	0			
丹羽郡	8	2	計	205	165

3. 建物の状況

新築	35館	17%
改築	20館	10%
転用	79館	38%
併置	71館	35%

4. 設備の状況

図書を有する公民館	176館	野球具を有する公民館	59館		
ラジオを	“	73館	庭球具を	“	30館
幻燈を	“	67館	有線放送を	“	1館
蓄音機を	“	31館	炊事具を	“	13館
映写機を	“	52館	碁将棋を	“	23館
卓球具を	“	134館	ミシン及び諸機材を	“	29館

5. 公民館職員状況

イ. 常勤職員数	125人
(館長5, 主事60, 書記55, 雇傭人5)	
ロ. 非常勤職員数	528人
(館長200, 主事156, 書記164, 雇傭人8)	

以上のような状況からこの年の「社会教育要覧」は1951年の公民館政策を次のように述べた。
「県下公民館の設置普及率は約61%で、全国順位は第20位にある。このことから本年度は設置勧奨と運営研究を併行的に実施し、年度内に80%まで到達し得るように努力し、また運営についても慎重なる研究を重ねる方針である。……」

ところで公民館事業の重要な柱の一つである学級・講座については創設当初より公民館が担当するより小学校・中学校が担当する場合が多く、社会学級、婦人学級、青年学級、成人学級、あるいは文化講座、成人大学等各種のものが開設されたが、愛知県ではそのほとんどが小学校あるいは中学校の施設利用であり、特に社会教育法によって定められた青年学級は公民館が担当するという条文も現実には中学校施設の利用が中心であった。1951年の調査では青年学級開設総数は185学級（8月5日現在）であったが、学校施設を利用したものの比率を示すと、次表に示

すように、圧倒的に中学校が多く、とくに三河部では殆んど中学校で開設されていたことを示している⁽²¹⁾。

種別	学級数	比率 (%)
公民館	19	10.3
中学校	137	74.1 (市部 36%, 尾張部 60%, 三河部 91%)
小学校	6	3.2
高等学校分校	3	1.6
中学校と公民館併用	15	8.1
その他	5	2.7
合計	185	100.0

同様に社会学級でいえば同年8月15日現在で開設した学級数は393学級であったが、この場合は小学校が圧倒的に多く、小学校327(84%)、公民館26(6%)、小学校と公民館40(10%)の割合であり、内訳では市部74(81%)、尾張部109(55%)、三河部210(84%)が小学校で開設されていたのである。従って講座・学級の運営責任者は青年学級では中学校長(85.4%)で公民館長はわずか4.9%にすぎなかつたし、社会学級では小学校長が大部分(88%)で、公民館長は4%にみたなかつたわけで、全体的にみて公民館職員が講座・学級の運営責任者になることは殆んどないといってよかつたのである。

さて1951年は講和をむかえ、県教育委員会の方針は第2次教育使節団の報告に基づく國の方針にそって急速に占領政策の是正政策を遂行してゆくが、このようななかで、同年8月31日から9月5日にかけて文部省、愛知県教育委員会、岡崎市共催の愛知県社会教育振興大会が開かれることになった。場所は岡崎市の愛知学芸大学、豊橋市の中央公民館、名古屋市の愛知商工館である。目的はいうまでもなく講和後の社会教育のあり方であったが、参加者は実にのべ3,000人の社会教育関係者の代表によって埋められたのであった。ここではさまざまのことが論じられたが主なことは次のようのことであった⁽²²⁾。

- (1) 成人教育の充実のために、国・県・市町村が強力な施策を講ずること。
- (2) 教育費の大部分が学校教育でしめられているがこの現実を是正せよ。
- (3) 公民館を直ちに整備し、学校教育に迷惑をかけるな。
- (4) 学級開設の為の指導者、講師の養成を県当局の配慮によって無料巡回の方法をとれ。
- (5) 体育・リクリエーションの充実のために県当局の積極的な施策をのぞむ。
- (6) 団体の育成および関係団体に公費補助の途を講ぜよ。町村が関係団体を育てる態度が低調である。
- (7) 青年学級の義務設置を行え。
- (8) 婦人団体の活動のためにもっと社会の理解と協力を要求する。

- (9) 社会教育は社会の現実に即し、国家及び社会理念の実現のための成人教育活動が中心である。そのためもっと各機関の協力が必要である。
- (10) 講和による国家の自主を契機として、思想、政治、道義、秩序の上で相当な変改と動搖が予想される。眞の民主主義を確立し正しい秩序を確立するため「新生活運動」の展開が必要である。

ここには教育基本法によって意図された民衆の主体性、自主性の確立という点からみて、その面にそったものも多少はあるが、この時期に至るまでの社会教育があまりにも貧困であったが故に、無意識のうちに国、県、市町村への官僚依存的な振興策が代表者の意見を通してあらわれたといえるのではなかろうか。事実、例えば、1959年の関係団体への補助金をはじめ、国の政策はここにあらわれた発想のほとんどを実現してゆくことになったわけである。

最後に市部の問題として名古屋市について第二の都市である豊橋市の動向の一端についてふれておきたい。豊橋市における公民館の設立は1946年6月の安城における公民館設置促進研究会が契機となり、翌47年10月花田にいわゆる部落公民館が発祥し、以後25年までに牟呂町、高師、東田、旧狭間、新川、磯部、福岡、牛川といった地区に総数30数館の地区公民館が開館されてきた。一方この間に地域行政機関の改革も行われ、それによって社会教育行政の根点としての公民館設置が活発になったのである。しかし、この時点では社会教育法ではなく、自主的に建設されていった公民館はあくまで地区住民の所有する法的根拠をもたぬものであった。さきにのべた1949年10月の東海・近畿二府七県公民館々長協議会が桜井村公民館でひらかれた結果豊橋市も次のようにきまった。

- (1) 市立にする。この場合、所有権はそのままにして、使用権、管理権を市に委託した場合は市立とする。
- (2) 公益法人にする。この場合は補助の対象にはならない。
- (3) 類似施設とする。正確にいえば、県立、又は会社、個人が設立したものであるが、部落公民館も入るので、類似施設には「公民館」の名称を使わない。

以上の方針で検討が進められたが、50年2月23日東海北陸民事部指導の社会教育関係職員研究協議会で情報課のウォーターハウスの「公民館の活用と公民館に関する諸問題」の講演後、部落公民館の問題が討議され、結局市中央公民館の支所とすることで決着したのである。しかし中堅都市の性格として、名古屋市と同じく成人学校がその中心であり、戦後いち早くから焼け残った公会堂をつかって文化講座を開催してきた豊橋市は、51年3月に豊橋文化会館を設立し、文化講座をはじめ、文化教室、家庭相談所、少年・少女文化ルーム等を担当することになったのである。このように文化問題が社会教育の中心になり得たのは大学の教授連とのつながりや、伝統的な文化団体の多数のものの支援、活動があったためである。1950年「社会と教育」(第40号)誌上で豊橋市社会教育課主事岩瀬正雄は次のように語っている⁽²³⁾。

「……毎年優良公民館が表彰されているが、その多くは農山村公民館であった。(中略) 都市の自

治体においては公民館設置自体すでに、いろいろの隘路があった。例えば公民館の施設についてもまず焼けた学校の復旧をしてからというのが市民の声であった。そこで二、三の例外はあるが、各都市では一応、時の潮流にそのため、また一方、市の面目のため、今までの公会堂の看板をぬりかえて公民館にしたというのが偽らざる都市公民館の実態ではないだらうか。^(中略) 愛知県でも昭和23年度は県下文化団体の連絡協議会を度々もったが、いまでは各団体が個々に行事を行っているにすぎない。公民館が文化サークルと結びつくことは正しい。けれども文化運動の流行にとらわれて無批判に芸能文化に迎合することは考えなければならないことである。^(中略) 地方自治体において、いま最も重大な問題は財政のことであるが、それにもましてかなしむべきことは、地方政治における文化感覚の欠如である。学校や美術館や図書館をたてるということだけが決して文化行政ではない。その市に家屋に病む者を一人でも少なくすることや、病気に苦しむ者を一人でも少なくしようすることや、暴力をふるう者を一人でも少なくしようすることが直接市民の生活を明るくする行政である。^(中略) 公民館が市行政に内面的基礎を与え、また市行政の正しい滲透のために役立つといっても中央公民館一つだけでは全市的な活動は不可能である。特に町内会、部落会のような末端の組織のない現在では市民に直接結びつく地区公民館活動の活動こそ一番重要なものではないだらうか。地区公民館活動が行われてこそ中央的機能が生じてくるのである。都市の公民館はまずこの組織を整えるべきであると思う。」45年前にのべられたこの言葉は今日なお充分に傾聴すべき警句である。

おわりに

社会教育施設は70年代に入り、いわゆる施設時代をむかえたが、多様な施設は都市に集中し、巨大化し、豪華にはなったがその機能面では画一化し、管理・運営面では行政の統制が強化されつつある。公民館についても町村合併で行政機能が統合化する中で、住民の生活に直結していた部落公民館や分館は確実に減少し、合理化政策の下で民間に委託される例が激増し、遂に中央公民館のみが豪華さを誇るようになった。また施設時代に生まれた簇生する民間のカルチャーセンターにも影響されて公民館の位置はますます民衆の意識から遠のいてゆく傾向がある。このような時代の中で戦後半世紀を生きてきた筆者としては、われわれが関与してきた県内の社会教育の歩みを再検討するために、特に社会教育の中心施設と当初考えられた公民館変遷の歩みを再検討するために、この小論を書いたわけであるが、占領期だけに限ってみても資料不足で充分にものがいえなかつたことは残念である。愛知県はたしかにあまり公民館運動についてとり上げられただことがないが、それでも少なくとも初期公民館設立に関して三河地区の動きはみるべきものがあったように思う。しかし、50年以上に及ぶ愛知県下の公民館運動の低調さの社会的要因については、地域構造、住民意識、学習伝統、産業構造、都市化、住民移動、実利尊重の気風、行政依存等さまざまのものが考えられるが、それらについては今後の研究課題としたいと考えている。

今や公民館運営に対する国の手抜き政策が進行し、1999年には地方分権一括法の成立に伴い、社会教育法の改正も行われ、青年学級の廃止、社会教育委員の構成規準の廃止、公民館館長の任

命に関する公民館運営審議会の意見の廃止、公民館運営審議会の必置制の廃止、公民館運営審議委員構成の細則の廃止等が決定され、同時に図書館法、博物館法、スポーツ振興法、生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律も部分的に改正されるに至った。今日こそ、戦後初期から現在までの社会教育の性格を厳密に見直すことが絶対に必要になってきていると思われるのである。

註

(1) 愛知県教育委員会「社会と教育」第30号、p.12、昭和24年7月。

(2) 「社会と教育」第34号、p.8、昭和24年11月。

なお第2回表彰式は優良公民館10館、準優良公民館10館で次のようにあった。

優良公民館

北海道帯広市公民館、青森県中津軽郡藤代村公民館、福島県河沼郡柳津町公民館、千葉県市原郡八幡町公民館、新潟県岩船郡山辺里村公民館、石川県金沢市公民館、愛知県碧海郡桜井村公民館、広島県芦品郡下川辺村公民館、香川県小豆郡苗羽村公民館、福岡県嘉穂郡庄内村公民館

準優良公民館

山形県東置賜郡赤湯町公民館、埼玉県秩父郡小鹿野町公民館、長野県上水内郡相原村公民館、静岡県庵原郡興津町公民館、岐阜県武儀郡菅田町公民館、三重県鈴鹿市庄野町公民館、福井県敦賀市公民館、宮崎県西諸県郡真幸村公民館、長崎県東彼杵郡川棚町公民館、鹿児島県日置郡田布施村公民館

(3) 「社会と教育」第27号、p.5、昭和24年4月

(4) 上掲書第24号、p.11、昭和24年1月

(5) 上掲書第24号、p.9、昭和24年2月

(6) 上掲書第24号、p.11、昭和24年1月

(7) 上掲書第25号、p.9、昭和24年2月

当時の料金は次のようにあった。

長髪 25円 子ども長髪 20円 顔そり 15円 丸刈 20円 子ども丸刈 15円

(8) 上田幸夫、前掲書 p.19。

(9) 「社会と教育」第38号、p.9、昭和25年3月

(10) 上掲書第34号、p.10、昭和24年11月

(11) 同上 p.11、同上

(12) 同上 第44号、p.20、昭和25年9月

(13) 例えば、島村利男「部落公民館方式の研究」日本社会教育学会紀要No.1、p.17、昭和39年

(14) 「社会と教育」第31号、p.10、昭和24年8月

資料中比率で間違いのあるものは修正している。

(15) 上掲書第31号、p.5、昭和24年8月

(16) 同上 第32号、p.4、昭和24年9月

(17) 同上 第40号、p.13、昭和25年5月

(18) 同上 第48号、p.32、昭和26年1月

(19) 同上 第42号、p.14、昭和25年7月

(20) 愛知県教育委員会「社会教育要覧」昭和26年度、p.31

表によれば、分館数が減少しており、例えば豊橋市などは0になっているが、おそらく類似公民館は除外した数だと思われる。また名古屋市にも1949年当時西公民館として市立のものが創立されたが市立名古屋図書館亀島分館の拡充という形でできたので、厳密にいえば公民館類似施設であった。

詳細は拙著「占領期における名古屋市社会教育行政」日本福祉大学研究紀要第98号 p.79~85、参照、
1998

- (21) 上掲書 昭和26年度, p.58
- (22) 「社会と教育」第57号, p.20, 昭和26年10月
- (23) 豊橋市社会教育課主事のほか、豊橋の文化団体として有名な豊橋文化協会の一員、日本現代詩人会
会員。詩集「荒野」ほか詩文集「枳殻」(きこく=からたち)作者。経歴は自伝である「一匹の黄金虫」
豊橋文化協会(昭和47年)に詳しい。